

# 河川・砂防事業について

土 木 部



# 目 次

## 第1章 河川事業について

1 河川の現況	1
(1) 河川	1
(2) 河川管理施設	2
2 河川整備の考え方	3
(1) ひょうご・人と自然の川づくり	3
(2) 河川整備基本方針・河川整備計画	3
(3) 総合治水の推進	4
3 減災のためのハード対策の推進	5
(1) 河川の事前防災対策の推進	5
(2) 津波対策の推進	9
(3) 高潮対策の推進	9
(「兵庫県高潮対策10箇年計画」(令和元年度～10年度))	
(4) 流域対策の推進	10
4 減災のためのソフト対策の推進	12
(1) 減災対策の取組	12
(2) 災害危険情報の発信	12
(3) 防災知識の普及・啓発活動	14
(4) 災害対応能力の向上	14
5 河川管理施設の適切な維持管理	15
(1) 計画的・効率的な老朽化対策	15
(「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」(令和6年度～15年度))	
(2) 河川管理施設の管理	16
(3) 参画と協働による河川美化	17

## 第2章 砂防事業について

1 砂防の概要	19
(1) 現況	19
(2) 砂防事業の区分	19
2 山地防災・土砂災害対策等の推進	21
(1) 第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7）	21
(2) 令和6年度事業の概要	21
(3) 堆積土砂撤去の推進	24
(4) 六甲山系グリーンベルト整備事業	25
(5) 砂防関係施設の老朽化対策（ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画）	26
(6) 令和5年台風第7号による土砂災害について	27
3 減災のためのソフト対策の推進	29
(1) 土砂災害警戒区域等の指定	30
(2) 警戒避難活動に役立つ災害危険情報の発信	31
(3) 防災意識の啓発	32

# 第1章 河川事業について

## 1 河川の現況

### (1) 河川

面積 8,401km<sup>2</sup>、人口 534万人 (R6.4.1現在) を有する県土には、97水系<sup>※1</sup> 685河川、総延長 3,494kmの河川法が適用される河川があり、このうち 678河川<sup>※2</sup>、3,311kmを県が管理している。

※1 河川は上流部から小さな河川が合流し、この合流を繰り返しながら徐々に海へ向かうに従い、大きな河川になっており、これら一群の河川を合わせた単位を「水系」と呼ぶ。

※2 県内685河川から、全川直轄管理の5河川及び、全川神戸市管理の2河川を除いた河川数

### 【県内河川の状況 (河川法適用河川)】

(令和6年4月1日現在)

区分	水系名	河川数	延長 (km)	管理区間 (km)		
				国	県	神戸市
一級河川	由良川	18	76	—	76	—
	淀川	33	124	32	92	—
	円山川	99	504	40	464	—
	加古川	130	778	41	737	—
	揖保川	47	291	67	224	—
	5水系計	327	1,773	180	1,593	—
二級河川	92水系	358	1,721	—	1,718	3
合計	97水系	685	3,494	180	3,311	3

県管理河川の改修率<sup>※</sup> 60.1% (令和5年度末現在)

※ 改修済の定義 … ア、イに相当する降雨を流下させることが可能な区間

ア：流域面積 200km<sup>2</sup>以上の河川(武庫川、市川等 14河川) →概ね30年に1度の降雨

イ： // 未満の河川(上記以外の河川) →概ね5~10年に1度の降雨

### 【河川の区分】

区分	管理者	定義
一級河川		国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、国土交通大臣が指定した河川
	国土交通大臣 (直轄管理区間)	重要度が高い区間(国土交通大臣が指定した区間以外の区間)
	県知事 (指定区間)	国土交通大臣が指定した区間
二級河川		一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があり、県知事が指定した河川
	県知事	県知事が指定した区間以外の区間
	政令指定都市の長 (指定区間)	県知事が指定した区間
準用河川	市町長	一級河川及び二級河川以外の法定外河川で、市町長が指定し管理する河川(河川法を準用)
普通河川	市町長	一級河川、二級河川及び準用河川のいずれにもあたらない河川で、河川法の適用又は準用されないもの

## (2) 河川管理施設

### ① 管理ダムの現況

県では、治水と利水等を兼ね備えた多目的ダム15ダム、治水ダム6ダムの計21ダムを管理している。このうち、3ダム（引原ダム、生野ダム、青野ダム）ではゲート操作による洪水調節を行っている。

区分	洪水調節方式	ダム名	水系	河川名	市町名
多目的ダム	ゲート	引原ダム	揖保川	引原川	宍粟市
		生野ダム	市川	市川	朝来市
		青野ダム	武庫川	青野川	三田市
	自然調節	安室ダム	千種川	安室川	上郡町
		三宝ダム	由良川	大谷川	丹波市
		大日ダム	三原川	大日川	南あわじ市
		牛内ダム		牛内川	
		大路ダム	円山川	大路川	朝来市
		成相ダム	三原川	成相川	南あわじ市
		北富士ダム		北富士川	
		但東ダム	円山川	横谷川	豊岡市
		石井ダム	新湊川	烏原川	神戸市
		みくまりダム	加古川	三熊川	丹波篠山市
		与布土ダム	円山川	与布土川	朝来市
		栗柄ダム	由良川	滝の尻川	丹波篠山市
治水ダム	自然調節	諭鶴羽ダム	三原川	諭鶴羽川	南あわじ市
		菅生ダム	夢前川	菅生川	姫路市
		天王ダム	新湊川	天王谷川	神戸市
		安富ダム	揖保川	林田川	姫路市
		長谷ダム	千種川	長谷川	たつの市
		金出地ダム	千種川	鞍居川	上郡町

### ② 排水機場・水門等の現況

上記のダムに加え、排水機場、水門・堰、調節池、樋門・陸閘、矢板護岸、雨量・水位計等も管理している。

主な施設	箇所数
排水機場	36箇所
水門・堰	42箇所
調節池	4箇所
樋門・陸閘	989箇所
雨量・水位計	331箇所



松島排水機場（尼崎市）

## 2 河川整備の考え方

### (1) ひょうご・人と自然の川づくり

「治水・利水」「生態系」「水文化・景観」「親水」の四つを柱とする『“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針(平成8年5月)』に基づき、“人と自然が共生する川づくり”を進め、「躍動する兵庫」の実現に向け基盤づくりに取り組む。

河川は生物の貴重な生息・生育空間であることから、河川改修の際には貴重種を含む水生生物等の保全に努めるとともに、景観や親水等にも配慮した整備に努めている。



親水施設整備 有馬川 (神戸市)



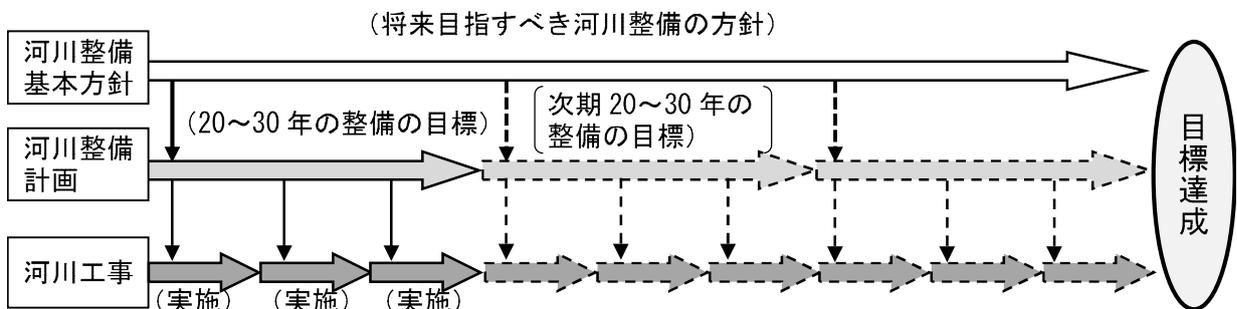
みお筋の再生 武庫川 (丹波篠山市)

### (2) 河川整備基本方針・河川整備計画

「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」のもと、将来目指すべき河川整備の方針である「河川整備基本方針」を水系毎に策定している。

また、この「河川整備基本方針」に基づき今後20~30年の整備目標と内容を定めた「河川整備計画」を策定し、計画的な整備に取り組んでいる。

#### 【河川整備基本方針・河川整備計画と河川工事の関係】



#### ① 河川整備基本方針の策定状況 (令和6年4月1日現在)

##### ア 一級水系 (国土交通省が策定)

5水系全てについて策定済。

水系数	水系名
5	淀川水系、加古川水系、揖保川水系、由良川水系、円山川水系

##### イ 二級水系 (県が策定)

49水系について策定済。引き続き残る水系について策定を進める。

水系数	水系名
49	武庫川、明石川、市川、夢前川、千種川、矢田川、岸田川、三原川、洲本川 等

② 河川整備計画の策定状況（令和6年4月1日現在）

ア 一級水系（県管理区間）

県下5水系について、地域特性を考慮し10圏域に分割して策定済。

圏域数	圏域名
10	淀川水系：神崎川圏域、猪名川圏域 加古川水系：下流圏域、中流圏域、丹波圏域 揖保川水系：揖保川圏域 由良川水系：竹田川圏域 円山川水系：下流圏域、上流圏域、出石川圏域

イ 二級水系

33水系について策定済。河川整備基本方針に沿って整備を進める水系で策定。

水系数	水系名
33	武庫川、東川、明石川、法華山谷川、市川、夢前川、千種川、矢田川、岸田川、三原川、洲本川 等

(3) 総合治水の推進

① 総合治水の対策

県は、平成24年4月に都道府県初の「総合治水条例」を施行。河川や下水道を整備する「ながす」対策に加え、雨水を一時的に貯留・浸透させて流出量を抑える「ためる」対策、浸水した場合でも被害を小さくする「そなえる」対策を組み合わせた「総合治水」に、流域全体で取り組んでいる。

河川下水道対策 「ながす」	流域対策 「ためる」	減災対策 「そなえる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修</li> <li>・下水道整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利水ダムやため池の治水活用</li> <li>・校庭貯留</li> <li>・田んぼダム 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図作成・公表</li> <li>・水位や雨の情報提供</li> <li>・防災学習 等</li> </ul>

② 地域総合治水推進計画

県内を11地域に区分し、地域ごとに「地域総合治水推進計画」を策定して総合治水を推進。平成24～26年度の策定から概ね10年が経過したため、改定作業を進めている。



### 3 減災のためのハード対策の推進

#### (1) 河川の事前防災対策の推進

平成30年7月豪雨や令和5年台風7号等、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川の事前防災対策として河川改修等の推進や既存ダムの有効活用を重点的に推進している。

##### ① 河川改修等の推進

流下能力を向上させる河道対策や都市部の浸水被害を軽減させる洪水調節施設整備を推進している。

#### 【主な事業箇所】

区分	河川名（市町名）	主な事業内容	令和6年度の主な取り組み
河道対策	武庫川 （尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市）	護岸整備、河床掘削、橋梁架替、床止改築など	護岸整備、河床掘削、橋梁架替（旧橋撤去）、床止改築
	猪名川（川西市）	築堤、護岸整備、河床掘削、橋梁架替	護岸整備、河床掘削、橋梁架替（旧橋撤去）
	明石川（明石市）	JR 橋梁改築、河道拡幅	JR 橋梁改築（橋梁下部工、既設橋梁撤去）
	加古川（西脇市）	河床掘削	河床掘削
	市川（姫路市）	築堤、護岸整備、河床掘削、樋門改築	樋門改築
	千種川（赤穂市）	護岸整備	護岸整備
	円山川（朝来市）	築堤、護岸整備、橋梁架替、井堰改築など	井堰改築
洪水調節施設整備	津門川 <small>がわ</small> （西宮市）	地下貯留管整備 流入・放流施設整備	流入・放流施設整備

#### 整備状況



護岸整備、床止改築  
武庫川（尼崎市・西宮市）



JR 橋梁改築 明石川（明石市）



河床掘削 加古川(西脇市)



護岸整備 市川(姫路市)



護岸整備 千種川(赤穂市)

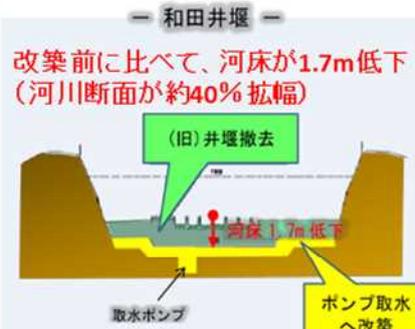


地下貯留管整備 津門川(西宮市)

**トピックス①**

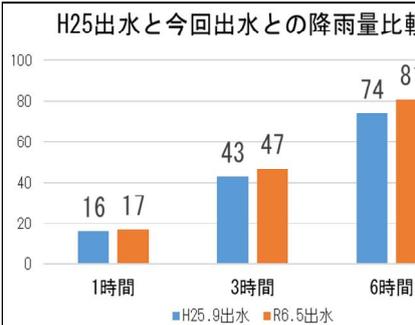
河川整備による事業効果 (令和6年5月28日豪雨)

杉原川では、令和5年5月に和田井堰の改築が完了しました。令和6年5月28日の出水では、H25出水を上回る規模の雨量を記録しましたが、浸水被害は発生しませんでした。

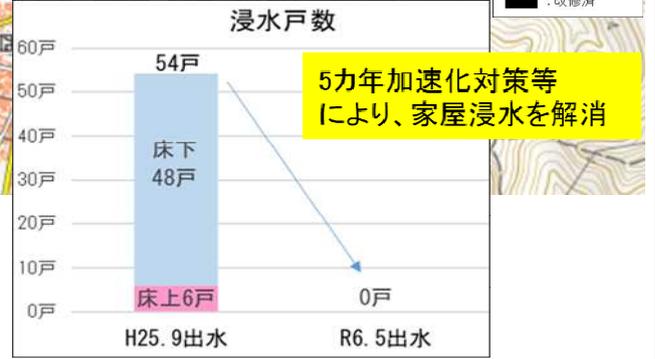


防災・安全交付金(広域河川改修事業)(H25~H30・R4~継続実施) 大規模特定河川事業(R1~R4)

H25.9.16浸水範囲



※加美観測所【兵庫県】での観測値



平成25年出水時の浸水範囲、戸数が解消

## ② 既存ダムの有効活用

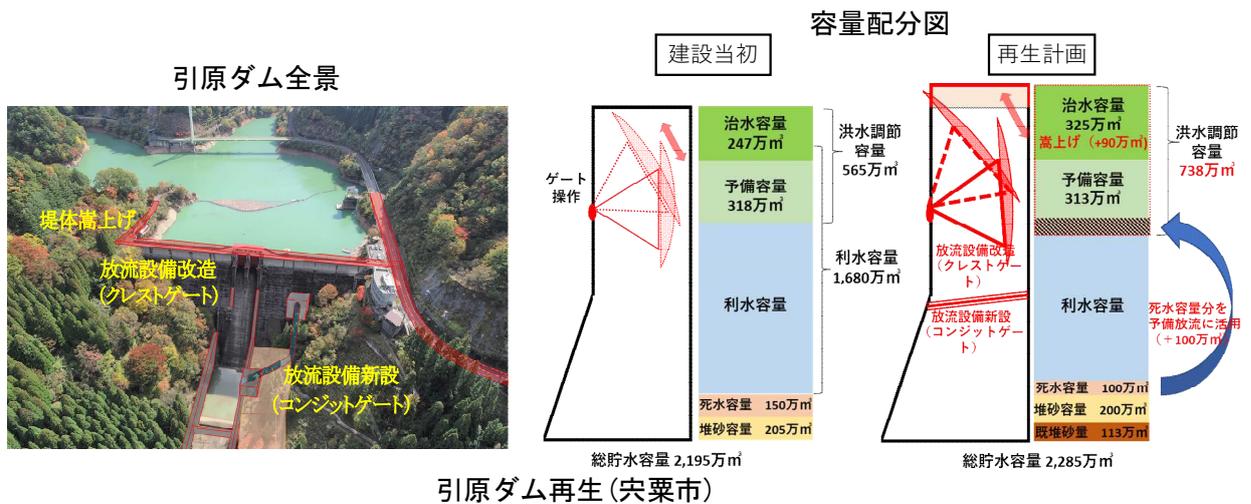
### ア ダム再生等事業

既存ダムの機能を最大限活用するため、引原ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生事業を進めるとともに、神戸市の水道用の千苅ダムを治水にも活用する試行運用を進め、洪水調節機能の強化を図る。

#### 【事業箇所】

ダム名	所在地	種類	管理者	治水活用容量※	令和6年度の取組
引原ダム	宍粟市	治水	兵庫県	190万m <sup>3</sup>	仮設工事（下流進入路）

※治水活用容量：治水容量の拡大や利水容量の一部を治水容量として活用する容量

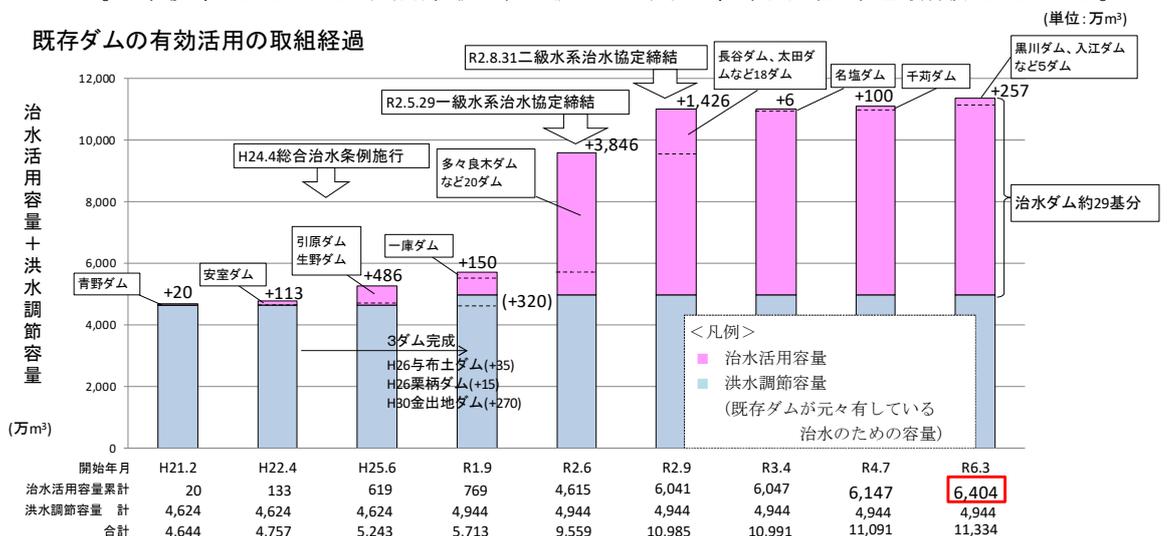


### イ 事前放流等の取組

既存ダムの利水容量の事前放流や期間放流は、多くのコストをかけずに効果が得られる有効な治水対策であり、平成21年から青野ダムで運用を開始し、生野ダム、引原ダムで先行的に取り組んできた。

令和4年7月までに利水容量を持つ45ダムで利水者と治水協定を締結し、令和6年4月1日時点では既存50ダムで合計約6,400万m<sup>3</sup>の治水活用容量を確保した。今後、さらなる事前放流等の拡大に向け、利水者等と協議を進める。

#### 既存ダムの有効活用の取組経過



### ③中上流部治水対策の推進

河川の中上流部で、近年、浸水実績のあった箇所や、家屋等に浸水のおそれがある箇所において、上下流バランスに配慮しながら、堤防かさ上げ等の局所的な対策を重点的に推進している。

#### 【主な事業箇所】

河川名（市町名）	令和6年度の主な取り組み
志染川（三木市）	護岸整備
⑧八代川（朝来市）	堤防かさ上げ
竹安川（丹波市）	護岸整備

#### 整備済箇所



堤防かさ上げ おおやがわ 大屋川（養父市）

### ④ 堆積土砂撤去の推進

人家等が密集する地区や、放置すれば更なる土砂堆積が見込まれる河川合流点付近等で、堆積土砂の撤去等を推進している。

#### 【主な事業箇所】

河川名（市町名）	令和6年度の主な取り組み
明石川（神戸市）	堆積土砂撤去、樹木伐採
武庫川（三田市）	堆積土砂撤去、樹木伐採
杉原川（多可町）	堆積土砂撤去
市川（姫路市）	堆積土砂撤去、樹木伐採

#### 整備済箇所



堆積土砂撤去 明石川（神戸市）

## (2) 津波対策の推進

30年以内の発生確率が70～80%程度とされる南海トラフ地震による津波に備えるため、発生頻度が高い津波（レベル1津波）と最大クラスの津波（レベル2津波）、これら2つのレベルの津波を対象に、防潮水門の整備など効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進している。

### 【事業箇所】

河川名（市町名）	令和6年度の主な取組
<small>ほんじょうがわ</small> ⑨本庄川水門（南あわじ市）	通信設備工事等

### 整備状況



本庄川水門（南あわじ市）

## (3) 高潮対策の推進（「兵庫県高潮対策10箇年計画」（令和元年度～10年度））

大阪湾沿岸で既往最高潮位を記録した平成30年台風第21号等を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から高潮対策を推進している。

なお、台風第21号で浸水した緊急対策箇所（2箇所）は、完了した。

### 【事業箇所】

河川名（市町名）	令和6年度の取組
千種川（赤穂市）	防潮堤の補強

### 整備済箇所



防潮堤のかさ上げ 高橋川（神戸市）

### 整備状況



防潮堤の補強 千種川（赤穂市）

#### (4) 流域対策の推進

既存ダムの有効活用に加え、ため池の治水活用や校庭・公園貯留などの流域対策を市町や農林水産部、教育委員会等との協力のもと推進しており、令和5年度末現在で、約1,180万m<sup>3</sup>の雨水貯留容量を確保している。

##### ① ため池の治水活用

ため池の治水活用をため池所有者・管理者に働きかけ、総合治水条例に基づく指定貯水施設等\*の指定を進めるとともに、ため池の治水活用に要する費用の支援や施設改良を行い、ため池を活用した事前放流等の取組を推進している。

##### ア 指定貯水施設、指定雨水貯留浸透施設の指定

将来にわたって流域対策の効果を確保するため、総合治水条例に基づく「指定貯水施設」や「指定雨水貯留浸透施設」に指定する。

※「指定貯水施設」：あらかじめ利水容量を放流して洪水を貯留する施設  
「指定雨水貯留浸透施設」：治水容量を有する施設

##### 【指定状況】

	～H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
指定箇所数	47	18	55	97	92	42	71
累 計	47	65	120	217	309	351	422

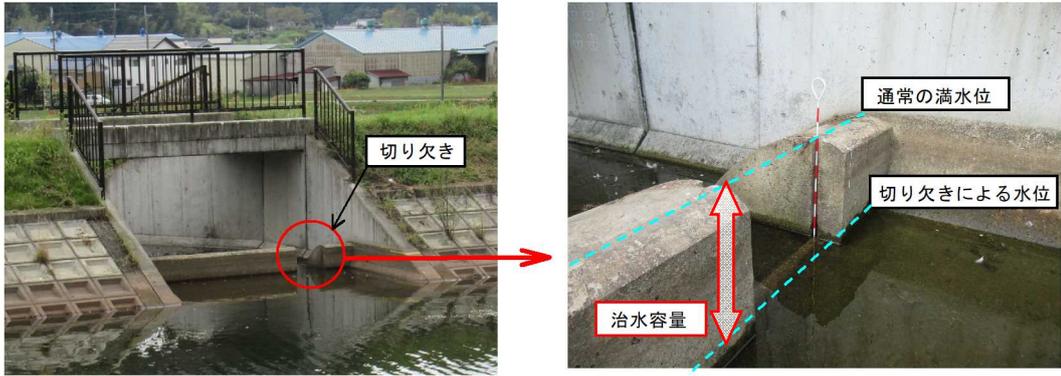
##### イ ため池の治水活用支援

ため池期間放流の取組を拡大するため、県と市町がため池管理者の施設操作・点検・清掃等の費用を支援する県単独補助事業（ため池治水活用拡大促進事業）を平成30年度に創設した。令和4年度からは農林水産省の補助事業（水利施設管理強化事業）を活用してため池管理者へ支援している。

##### 【補助制度の概要】

	ため池治水活用拡大促進事業	水利施設管理強化事業
対象ため池	3,000m <sup>3</sup> 以上の雨水貯留容量を確保するため池	1,000m <sup>3</sup> 以上の雨水貯留容量を確保するため池
負担割合	県50%、市町50%	国50%、県25%、市町25%
年助成額	35,000円×2ヶ月／年	35,000円×2ヶ月／年
取組期間	出水期（6～10月）の1～2ヶ月	出水期（6～10月）の1～2ヶ月
補助期間	3年	期限なし
要件	指定貯水施設に指定済または指定見込み	指定貯水施設、指定雨水貯留浸透施設に指定済または指定見込み

### ため池治水活用の事例



馬場池（市川町）

### ② 校庭・公園貯留

県民や市町等の主体的な取組につなげるため、県有施設において校庭貯留等の雨水貯留浸透施設整備を率先して実施している。

### 校庭貯留の事例



県立阪神昆陽高校（伊丹市）

## 4 減災のためのソフト対策の推進

### (1) 減災対策の取組

災害時に県民の的確な避難判断・行動、市町の水防活動及び避難指示の発令等を支援するため、県では、災害危険情報の発信、防災知識の普及・啓発活動、等に取り組み、減災対策を推進している。

### (2) 災害危険情報の発信

#### ① 県民への情報発信

##### ア 避難に必要な情報等を掲載したCGハザードマップの発信

河川水位や雨量、河川のライブカメラ画像等のリアルタイム情報に加え、洪水浸水想定区域などの情報をCGハザードマップにて発信している。

##### イ 河川水位・雨量情報

河川水位198箇所・雨量302箇所のリアルタイム情報をインターネット(川の防災情報)やテレビのデータ放送で発信している。

##### ウ 河川ライブカメラ画像

河川やダム、水門等の増水状況を視覚的に確認できるよう、河川ライブカメラ画像(332箇所)をインターネットで発信(川の防災情報)するとともに、一部の画像(CCTVカメラ19箇所)をNHK神戸放送局に提供し、ニュース番組やデータ放送等で発信している。

##### エ 洪水浸水想定区域等

洪水氾濫による人的被害の軽減を目的とした水防法に基づき、想定最大規模降雨(1/1,000年確率規模以上)による①洪水浸水想定区域、②浸水継続時間、③家屋倒壊等氾濫想定区域等を、県内680河川で公表している。

##### オ 河川管理者(県)と神戸地方気象台が共同した洪水予報

洪水の恐れがある場合に、県は気象台と共同して洪水予報を発表し、報道機関の協力を求め、これを一般に周知させることとしており、3河川(武庫川、市川、千種川)で実施している。

##### カ 河川親水施設利用者への注意喚起

親水施設を有し、急激な水位上昇が見込まれる20河川118箇所で、大雨洪水注意報・警報の発表と連動して回転灯が作動する増水警報システムを設置し、注意喚起を行っている。特に、平成20年に水難事故が発生した都賀川では、回転灯に加えて電光掲示板の設置や大雨洪水注意報の発表で出入口ゲート閉鎖、音声による注意喚起のためのスピーカー設置(5箇所)などの安全確保対策を実施している。



電光掲示板(甲橋)  
(増水時の状況)

1. リニューアルの経緯

サイトオープンから約18年が経過し、利用者の意見や、ひょうご事業改善レビュー意見を踏まえて、令和5年10月に兵庫県CGハザードマップサイトのリニューアルを行いました。

2. リニューアルの内容

- ① トップページの項目を3つに集約し、レイアウトを刷新
- ② 重ねるハザードマップサイト(国土地理院)や市町の防災サイトを集約
- ③ 過去の災害情報を検索しやすく改良(災害種類別、地域別、年度別の選択が可能)

災害種別で絞り込み 洪水、高潮、土砂、地震 主な被害形態で絞り込み 神戸・阪神、播磨、丹波、但馬、淡路

②「重ねるハザードマップ」を組み込み!

③過去の災害情報を災害種別、地域別、年度別に検索可能に!

①トップページの項目を3つに集約

モバイルサイトはこちら

② 市町等への情報伝達

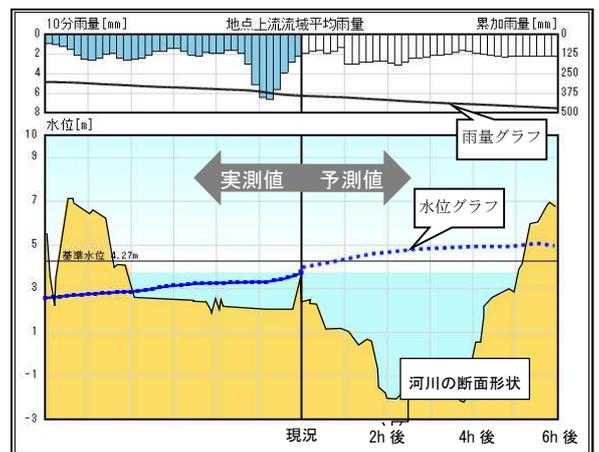
市町長が行う避難指示の発令等を支援するため、氾濫予測情報の配信や河川情報ホットラインの取組を行っている。

ア 氾濫予測情報

市町が避難指示発令の判断や水防活動に活用できるよう、河川の水位や氾濫状況について6時間先までの予測を行い、市町へ配信している(令和2年～)。



氾濫状況(イメージ図)



水位グラフ及び断面図(イメージ図)

## イ 河川情報ホットライン

河川の状況、水位変化、今後の見通し等を必要に応じて河川管理者(各土木事務所長等)から市町長等へ直接電話等で伝える「河川情報ホットライン」を構築し、出水時には市町との情報共有を図っている(平成29年度～)。

### (3) 防災知識の普及・啓発活動

#### ① 出前講座等の実施、CGハザードマップの普及

小学生や自治会など一般県民を対象に出前講座の実施や、小中学校・高校等へ防災教育資料集の提供をしている。また、広報紙・テレビ・ラジオ等を通じたCGハザードマップのPRを実施している。



出前講座(総合治水企画展)  
総合治水模型実験  
(東播工業高校製作の模型を活用)



出前講座(総合治水企画展)  
浸水歩行体験



小中学校・高校等へ  
防災教育資料集の提供

### (4) 災害対応能力の向上

#### ① 円滑な水防活動に向けた取組

##### ア 水防情報伝達演習の実施

水防時に情報共有が確実に行われるよう、市町、警察、消防、建設業者等と連携した水防情報伝達演習を毎年実施している。(令和6年5月22日～23日)  
演習では、河川管理者から市町長等へのホットライン演習も実施している。

##### イ 水防技術講習会の実施

水防技術の向上を図るため、県・市町職員、消防団員を対象に、技術講習会を毎年実施している。(令和6年5月31日)



水防技術講習会(釜段工作り)

##### ウ 門扉等の点検及び操作訓練の実施

水防時に操作が必要な水門、樋門、門扉等の点検を行うとともに、閉鎖手順や態勢を確認するため操作訓練を毎年、出水期までに実施している。

## 5 河川管理施設の適切な維持管理

### (1) 計画的・効率的な老朽化対策

(「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」(令和 6 年度～15 年度))

社会基盤施設の老朽化の割合が急増することを踏まえ、定期的に、点検を実施し、適時適切な修繕や更新により、計画的・効率的な老朽化対策を推進している。

#### 【施設総数及び10年間で老朽化対策に取り組む対象施設】

施設名	単位	施設総数	対象施設数	令和 6 年度の主な取組
排水機場	箇所	36	36	新川・東川統合排水機場(西宮市)【排水機場更新】
水門・堰	箇所	42	42	市川潮止堰(姫路市)【設備修繕】
樋門・陸閘	箇所	989	94	点検等
矢板護岸	km	94.5	4.1	旧左門殿川(尼崎市)【修繕】
ダム管理施設	箇所	21	21	菅生ダム(姫路市)【管理制御設備更新】
地下河川 ・トンネル河川	km	33.9	7.8	宇治川(神戸市)【修繕】

#### 整備状況



新川・東川統合排水機場（西宮市）



老朽化対策（被覆防食）



被覆防食の作業状況

入貫川矢板護岸（南あわじ市）

## (2) 河川管理施設の管理

ダム、排水機場・水門、樋門・樋管等では、出水の際に確実に操作が行えるよう動作確認等の点検を実施するなど、適切な維持・日常管理を行っている。

また、堤防・護岸等については、治水上の重要度（A～C区間※）に応じ区間ごとに頻度を定めて点検を実施し、施設の健全性を確認している。令和4年度からは、治水上最も重要なA区間について点検前に草刈りを行い、管理水準の向上を図っている。

※治水上の重要度に応じた点検の頻度	
A区間(盛土構造の堤防・人家密集等、氾濫時の影響が特に大きい)	: 年1回実施
B区間(人家連担等、氾濫時の影響が大きい)	: 3年に1回実施
C区間(山間部等、氾濫時の影響が軽微)	: 変状の通報等により必要に応じ実施



樋門点検  
武庫川(三田市)



取水ゲート点検  
菅生ダム(姫路市)



河川堤防の点検前除草  
万願寺川(加西市)

### (3) 参画と協働による河川美化

良好な河川環境を形成するため、市町や地域住民等と連携して除草や清掃等の河川美化活動を実施している。

#### 【地域住民との連携事業】

区分	主体	令和6年度予定
川のクリーン作戦	県と市町	36市町
河川愛護活動	地域住民	約720団体 河川愛護月間(7月)を中心に活動
ひょうごアドプト	自治会、ボランティアグループ、企業等	約150団体



川のクリーン作戦  
荒神川(宝塚市)



ひょうごアドプト  
朝霧川(明石市)

### トピックス③

(公財)日本河川協会から河川功労者賞を受賞

#### 1. 令和6年河川功労者表彰式

日時: 令和6年6月4日(火)

場所: 砂防会館別館(東京)

#### 2. 受賞者名称

庄下川ラブリバー委員会

〔委員長 尼崎青年会議所  
副委員長 尼崎商工会議所、尼崎商店連合〕



庄下川愛護活動状況(尼崎市HPより)

(令和5年度ラブリバー庄下川作戦 参加者73名)

#### 3. 功績内容

平成6年以来、様々なイベントや河川清掃活動等を毎年実施し、庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に受け継いでいくための活動を長年にわたり行うなど、河川愛護意識の向上に貢献しました。

## 1. 天神川氾濫災害の概要

令和5年5月8日未明の降雨により、堤防強化工事中の天神川左岸(L=30m)が決壊し、住宅地内で浸水被害（浸水面積約3.3ha、負傷者1名、床上浸水2棟、床下浸水10棟）が発生しました。



## 2. 発災後の県の主な取組み

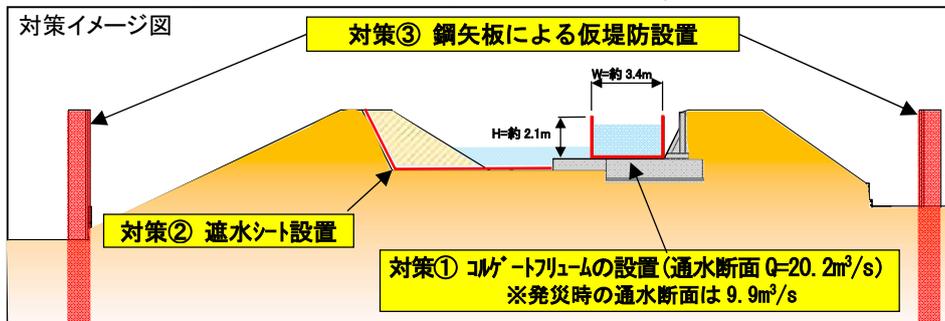
- ① 天井川緊急点検 (R5. 5. 26完了)
  - ・住吉川、石屋川、芦屋川、天王寺川の4河川で実施
- ② 河川ライブカメラ設置 (2基 R5. 5. 31配信開始)
- ③ 生活再建資金貸付制度創設 (R5. 7. 3)
- ④ 天神川氾濫災害調査委員会設置 (計4回開催)
- ⑤ 天神川氾濫災害補償委員会設置 (計2回開催)



## 3. 今後の進め方

### (1) 残工事

安全対策に万全を期したうえで早期に着手します。



### (2) 被災者への補償

被災した全58件全員と早期に示談が成立するよう交渉を進めます。

(R6. 6. 1時点で全58件中56件の示談が成立)

## 4. 再発防止に向けた取組み

今後、県が発注する難易度の高い河川工事は3つの対策を実施します。

- 対策1：「河川技術検討会」を設置し、学識者の助言を設計に反映
- 対策2：「設計・施工技術連絡会議」を活用し、発注者・設計者・施工者で施工上の留意点を共有
- 対策3：高い技術力を有する土木技術職員の育成  
(職員との意見交換や技術研修会を継続して実施)



技術研修会実施状況

## 第2章 砂防事業について

### 1 砂防の概要

近年は地球規模の気候変動の影響もあり、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨、令和5年台風第7号など全国的に土砂・流木災害が激甚化・頻発化している。

このため山地が県土の7割を占める本県では、令和3年度からの「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、県民の生命・財産を守るため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備によるハード対策を強力に進めている。加えて、県民の自主避難や市町の警戒避難体制の整備等を支援する「減災のためのソフト対策」にも取り組み、ハード・ソフトを両輪とする総合的な土砂災害対策を推進している。

#### (1) 現況

県内には、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある「土砂災害危険箇所」のうち、保全対象人家5戸以上など、砂防関係施設の要整備箇所は9,280箇所ある。このうち令和6年4月1日現在の整備箇所数は2,948箇所であり、整備率は約32%となっている。

#### 【砂防関係施設の整備状況】

(令和6年4月1日現在)

区分	土石流対策	地すべり対策	がけ崩れ対策	合計
事業要件	5戸以上の人家等に被害が生ずるおそれがある。	河川や人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがある。	傾斜度30度以上かつ高さ5m以上のがけ地で、5戸以上の人家等に被害が生ずるおそれがある。	
要整備箇所数(a)	4,310 箇所	286 箇所	4,684 箇所	9,280 箇所
整備箇所数(b)	1,675 箇所	98 箇所	1,175 箇所	2,948 箇所
整備率(b)/(a)	38.9 %	34.3 %	25.1 %	31.8 %

「土石流」：溪流の土石が水と一体となって一気に流出する現象

「地すべり」：地下水の作用により地面全体がゆっくりとすべり出す現象

「がけ崩れ」：急な斜面が崩壊する現象

#### (2) 砂防事業の区分

##### ① 砂防事業

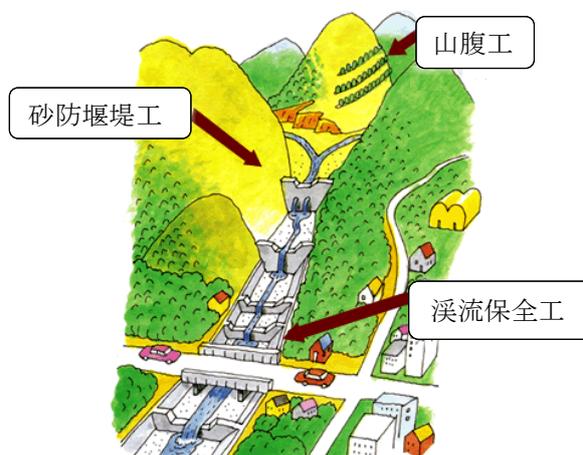
砂防事業は、砂防堰堤などにより土石流を受け止めるとともに、荒廃した山地からの土砂の流出を抑制することで、下流域への土砂災害を防止するものである。

## 【砂防事業の主な工法】

工法	効果等
砂防堰堤工	上流から流れてくる土石流(土砂や流木)を捕捉する。
山腹工	山地崩壊を防止して土砂の発生を抑制する。
溪流保全工	溪流の勾配を緩やかにして土砂の移動を防いだり、溪流や溪流岸の侵食を防ぐ。

県下では、明治28年に武庫川及び夢前川流域で「山腹工」、「砂防堰堤工」などの県営砂防工事が初めて実施された。その後、明治30年に施行された「砂防法」に基づき砂防堰堤等の整備を実施している。

また、六甲山系では、昭和13年災害(阪神大水害)を契機として、国土交通省の直轄事業が進められている。

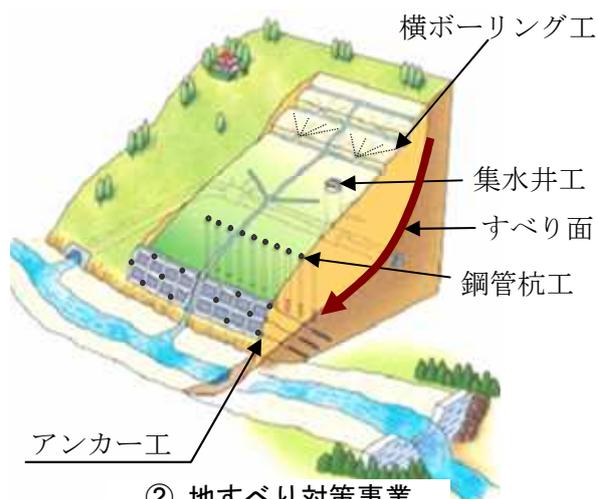


① 砂防事業

## ② 地すべり対策事業

地すべり対策事業は、地すべり活動の誘因となる地下水を区域外へ流す地下水排除工(集水井工、横ボーリング工)、地すべりの動きを抑える抑止工(鋼管杭工、アンカー工)などの工事を行うものである。

地すべり対策事業は、昭和33年に施行された「地すべり等防止法」に基づき実施している。



② 地すべり対策事業

## ③ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、自然斜面の崩壊から人命を守るため、斜面の地形・地質等の現場条件に応じ、擁壁工や法枠工等の工事を行うものである。

急傾斜地崩壊対策事業は、昭和44年に施行された「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき実施している。



③ 急傾斜地崩壊対策事業

## 2 山地防災・土砂災害対策等の推進

### (1) 第4次山地防災・土砂災害対策計画(R3～R7)

令和2年度末に新たに「第4次山地防災・土砂災害対策計画」を策定した。  
当計画では、これまでの計画に引き続き、人家保全対策として、次の対策を優先的に進めていく。

- ①R区域内に人家があるなど緊急性の高い箇所の対策
- ②土砂・洪水氾濫対策
- ③緊急輸送道路や重要物流道路など、災害時・災害後に重要な役割を果たす公共施設等の保全対策
- ④要配慮者利用施設の保全対策

#### 【第4次山地防災・土砂災害対策計画】(土木部所管分) (箇所)

計画：R3～R7		R3	R4	R5	R6	R7	合計
人家等 保全対策	公共	47	59	59	42	42	249
	県単	18	18	18	8	8	70
	計	65	77	77	50	50	319

※インフラ整備プログラムの見直しと合わせて、令和5年度に見直しを行った。

### (参考) 第1次～第3次山地防災・土砂災害対策計画の実績：737箇所

第1次計画(H21～H25)：252箇所(50箇所/年)

第2次計画(H26～H29)：263箇所(66箇所/年)

第3次計画(H30～R2)：222箇所(74箇所/年)

### (2) 令和6年度事業の概要

土砂災害を未然に防止し、県民の生命及び身体を守るために砂防関係施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理に取り組んでいる。

#### 【令和6年度砂防事業の概要】

区分	事業名	箇所名	
公共	砂防事業	善防川左二(加西市)等	146箇所
	地すべり対策事業	柳谷地区(神戸市北区)	1箇所
	急傾斜地崩壊対策事業	塔の町地区(宝塚市)等	93箇所
県単	砂防事業	加正谷川(西脇市)等	27箇所
	急傾斜地崩壊対策事業	馬谷地区(姫路市)等	42箇所
合計			309箇所

【 令和5年度に完成した事業 】

〈砂防事業〉

まるおかたに  
丸岡谷川（三田市）



かごたに  
籠谷川（西脇市）



こたに  
小谷川（加西市）



こせはた  
古瀬畑川（姫路市）



〈急傾斜地崩壊対策事業〉

すずらんだいきたまち  
鈴蘭台北町(4)地区（神戸市）



あおばだいにちようめ  
青葉台二丁目地区（西宮市）



- ① 砂防堰堤の整備による地域の安全・安心の向上を祝う完成式を、地元自治会の主催により開催していただきました。

ほんごうたに  
本郷谷川砂防堰堤（養父市大塚）

開催日 令和5年7月30日  
参加者 区長、市長、  
地元選出議員、  
地権者、住民など35名



- ② 土砂災害と砂防事業の関係、砂防堰堤の効果を理解してもらうため、工事箇所の保全対象である小学校で、出前講座を実施しました。

かみみぞたに  
上溝谷川砂防堰堤（朝来市桑市）

開催日 令和5年7月11日  
場 所 朝来市立中川小学校  
内 容 講義（土砂災害と砂防事業）  
ミニチュアモデルによる  
土石流実験  
参加者 6年生児童23名



- ③ 六甲山系グリーンベルト整備事業の一環として、六甲山麓地域を土砂災害から守るため、兵庫アドプトを活用し、幅広い市民の参画と協働によって取り組む「住民参加の森づくり」を推進しています。

さくらもり  
櫻守の会

開催日 令和4年11月22日  
場 所 ゆずり葉の森  
内 容 環境学習  
（山の木の役割など）  
参加者 逆瀬台小学校児童ほか68名



### (3) 堆積土砂撤去の推進

令和元年東日本台風（19号）では河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次いだことを受け、国が令和2年度から令和6年度までの5年間の措置として緊急浚渫推進事業債を創設した。

本県の砂防施設においても、本事業債を活用し、砂防堰堤の背面に土砂が堆積し、上流で新たな土石流が発生した際に人家等に被害が及ぶおそれがある箇所について、事前防災の観点から砂防堰堤背後の堆積土砂を撤去し、土砂捕捉空間を確保する。

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
事業費（億円）	5	5	2	1	1	14
実施箇所数	23	20	12	4	6	65

#### トピックス⑥

#### 砂防堰堤の種類と効果

砂防堰堤の型式には、透過型、部分透過型、不透過型の3種類があり、過去の土砂災害における流木被害等を踏まえ、流木対策の強化を目的として平成28年度から透過型・部分透過型の堰堤を基本としています。ただし、小さな礫しかない溪流や人家が近い溪流など透過構造を採用できない場合には、不透過型を用います。なお、透過型・部分透過型については、捕捉した土砂や流木を撤去するための管理用道路を整備する必要があります。

#### 【透過型堰堤・部分透過型堰堤】県下約270基

平常時は水と土砂は下流へ流れるが、土石流が発生した際には、大きな岩や流木などを含む土砂は堰堤に引っかかって止まり、下流への流出を防止する。



透過型



部分透過型



#### 【不透過型堰堤】県下約2,800基

土砂が貯まって満杯になることで安定勾配となる。土石流発生時には、一時的に土砂を貯留し、一気に下流へ流出することを防ぐ。（貯留した土砂は徐々に下流へ流される。）



#### (4) 六甲山系グリーンベルト整備事業

##### ① 事業の概要

阪神・淡路大震災により六甲山地で山腹崩壊が多数発生したことを受け、「土砂災害の防止」、「無秩序な市街地の拡大防止」、「安全に自然と親しめる場の提供」等を目的として、樹林整備や砂防堰堤、斜面对策工等の整備を行っている。

表六甲山麓約1,600haの区域を対象に、国と県が分担して取り組んでおり、県は5地区約450haの整備を担当している。

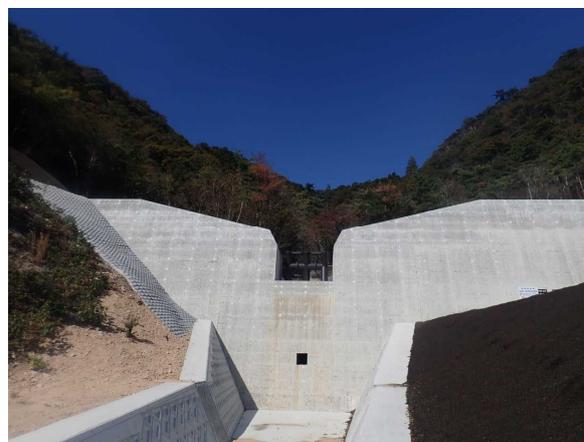


##### ② 事業の実施内容

ブロック名	令和6年度の主な取り組み
武庫川	本工事（砂防堰堤工）、樹林整備
観音寺	(平成21年度 完成)
中尾谷	(令和3年度 完成)
追谷	(未着手)
塩屋谷	本工事（堰堤工）、用地買収



塩屋谷ブロック  
斜面对策工（R5年6月完成）



武庫川ブロック  
焼石原地区堰堤工（R5年2月完成）

## (5) 砂防関係施設の老朽化対策（ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画）

砂防関係施設は土砂災害防止の機能を有する重要な社会資本であり、県民の安全・安心を確保するには、既存施設の劣化を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続ける必要がある。

このため、施設の維持、修繕、改築、更新などの維持管理を適切に行っていく。

### ① 計画概要

平成27年度に「砂防設備」、「地すべり防止施設」、「急傾斜地崩壊防止施設」の砂防関係3施設を「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に位置づけ、平成28年度から計画的・効率的に老朽化対策を推進している。

### ② 対策方針

平成31年3月末時点で「早期対策(特A)」全14箇所、「要対策(A)」36箇所については完了しており、令和元年度～令和10年度の10箇年計画においては、残る「要対策(A)」241箇所の対策を進め、令和5年度末時点で概ね半数を完了している。

### ③ 計画の見直し

令和2年度に実施した砂防関係施設の健全度調査（施設点検）の結果と、これまでの対策実施状況を踏まえ、令和6年度～令和15年度の計画に改定し、引き続き着実に老朽化対策を推進する。

## 【ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（R6～R15）】

施設	総数 (箇所)	10年間で取り 組む箇所数	令和6年度の主な対策内容
砂防設備	5,133	704	太多田川砂 37 (西宮市) 【注入工】他
地すべり防止施設	99	16	大谷地区 (香美町) 【ホーリング洗浄工】他
急傾斜地崩壊防止施設	1,203	134	山王地区 (神戸市) 【のり砕工】他
合計	6,435	854	

### 要対策(A)の事例

砂防施設 <sup>にがわ</sup> 仁川砂 39 (西宮市仁川)



コンクリートの劣化により災害防止機能が低下（対策前）



砂防堰堤を改築（増打ち）することにより災害防止機能を向上（対策後）

(6) 令和5年台風第7号による土砂災害について

令和5年台風第7号では、美方郡香美町や養父市で24時間雨量が既往最大を更新するなど記録的な大雨となり、但馬地域で8件の土砂災害が発生した。

① 土砂災害等への対応

香美町村岡区和田では、がけ崩れの発生により、人家2軒で大規模半壊、1軒で一部損壊の被害を受けた。当該箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されており、急傾斜地対策として設計業務に着手していたこともあり、現在は工事契約済みで年度内完成を目指している。



香美町村岡区和田地区  
斜面崩壊による家屋被害



香美町村岡区和田地区  
応急工事完了状況

また、但馬地域を中心に砂防指定地内河川の護岸が欠壊するなど、44箇所の砂防災害が発生した。このうち、完成箇所5箇所を含む全ての箇所で復旧工事に着手済みであり、早期の復旧に向けて取り組んでいる。

【令和5年台風第7号被害状況】

年災	区分	被災市町	復旧計画額 (百万円)	箇所数 (a)	復旧状況	
					着手 (b)	着手率 (a/b)
R5	台風第7号	香美町ほか3市町	873	44	44	100%



(砂) 二又江川(新温泉町諸寄)  
護岸欠壊状況



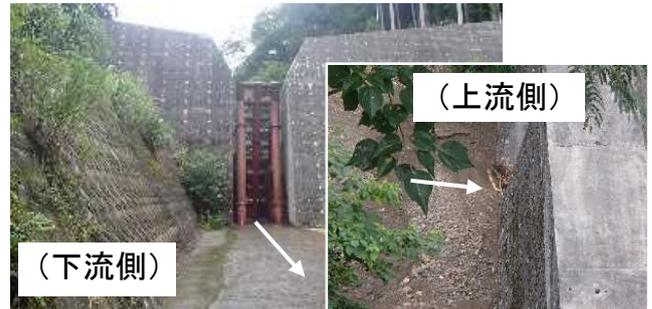
(砂) 二又江川(新温泉町諸寄)  
災害復旧工事完成状況

## ② 砂防関係施設の土砂災害対策効果

一方、今回の災害では、これまでの計画に基づき整備した砂防関係施設が多くの箇所で効果を発揮した。

### (1) おおたにひがしたに大谷東谷川砂防堰堤

位置：香美町小代区大谷  
保全対象：人家84戸、役場、  
避難所、国道等  
効果：土石流捕捉（約610m<sup>3</sup>）



### (2) いしどう石堂川砂防堰堤

位置：養父市八鹿町小佐  
保全対象：人家31戸、公共施設、  
県道、市道等  
効果：土石流捕捉（約700m<sup>3</sup>）



### (3) みそたに味噌谷川砂防堰堤

位置：豊岡市日高町観音寺  
保全対象：人家84戸、公共施設等  
効果：土石流捕捉（約2,500m<sup>3</sup>）



### (4) との外野地区急傾斜地崩壊防止施設

位置：養父市外野  
保全対象：人家14戸、避難所等  
効果：崩壊土砂捕捉



### (5) あさひまち旭町地区急傾斜地崩壊防止施設

位置：養父市八鹿町九鹿  
保全対象：人家27戸等  
効果：崩壊土砂捕捉



### 3 減災のためのソフト対策の推進

土砂災害の発生するおそれのある箇所を周知し、避難活動につなげるため、(1) 土砂災害警戒区域等の指定、(2) 警戒避難活動に役立つ災害危険情報の発信、(3) 防災意識の啓発等、「減災のためのソフト対策」に重点的に取り組む。

#### 【 ソフト対策の取組体系 】

##### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

- ① 土砂災害警戒区域等（Y・R区域）の見直し・解除
- ② CGハザードマップでの周知

##### (2) 警戒避難活動に役立つ災害危険情報の発信

###### 県民・市町への情報発信

- ① 土砂災害警戒情報
- ② 地域別土砂災害危険度

###### 市町への情報発信

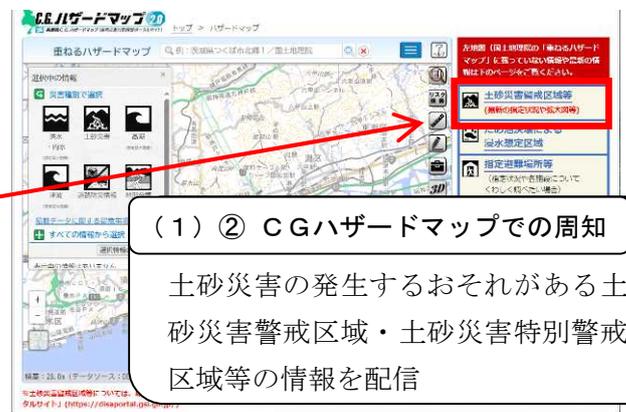
- ③ 箇所別土砂災害危険度

##### (3) 防災意識の啓発

- ① 土砂災害防止の広報活動
- ② 防災パトロールの実施
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援
- ⑤ 「砂防の父」赤木正雄博士等の広報・伝承
- ⑥ 地すべり資料館の運営

#### 【 インターネットからの情報入手方法 】

##### 兵庫県CGハザードマップ トップ画面



##### (1) ② CGハザードマップでの周知

土砂災害の発生するおそれがある土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等の情報を配信

##### (2) ② 地域別土砂災害危険度

県内を 1km メッシュに細分化し 2 時間先までの土砂災害の危険度を配信

##### (3) ① 土砂災害防止の広報活動

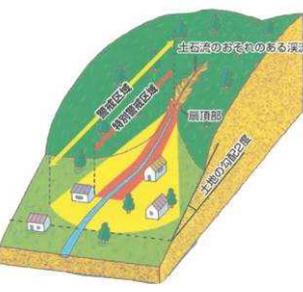
【防災学習】過去の土砂災害の記録や避難時の留意点等を学習



## (1) 土砂災害警戒区域等の指定

### ① 土砂災害警戒区域等（Y・R区域）の見直し・解除

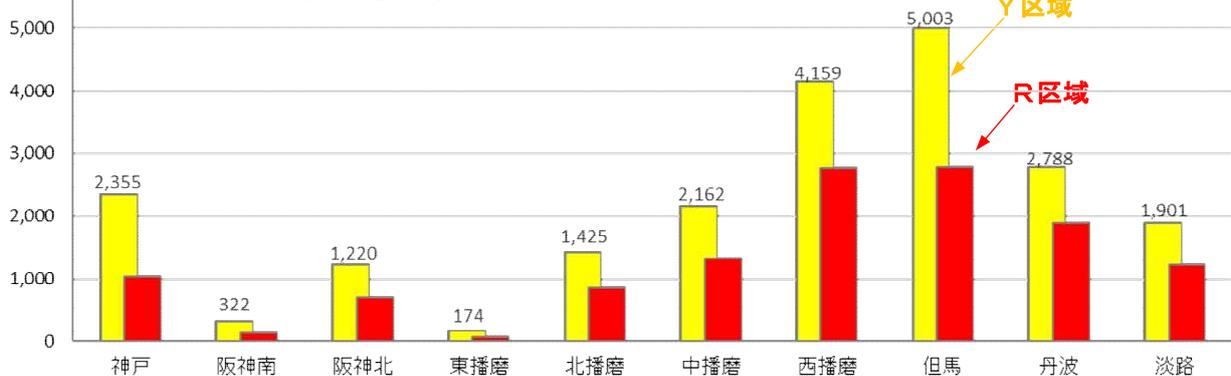
令和3年度にR区域の指定が完了したことから、引き続き、地形改変箇所などの区域の見直しを行うとともに、対策工事が完了した箇所のR区域の解除に取り組む。

<b>土砂災害警戒区域（Y区域）</b> 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域 (効果) ・市町地域防災計画への警戒避難体制の記載 ・災害時要援護者施設利用者への情報伝達の徹底 ・土砂災害ハザードマップによる周知の徹底	<b>急傾斜地の崩壊</b> 	<b>土石流</b> 
<b>土砂災害特別警戒区域（R区域）</b> Y区域のうち、土石の直撃等により建築物が破壊されるおそれのある、特に危険度が高い区域 (効果) ・宅地分譲等の開発行為に対する許可制 ・建築物の構造の規制 ・建築物の移転等の勧告	※ 土砂災害の種類には「急傾斜地の崩壊」、「土石流」のほか「地すべり」がある	

### 【Y・R区域の指定数（R6.3末時点）】

区分	急傾斜	土石流	地すべり	合計
Y区域	14,160	6,993	356	21,509
R区域	10,668	2,165	0	12,833

### 県民局・県民センターごとのY・R区域の数



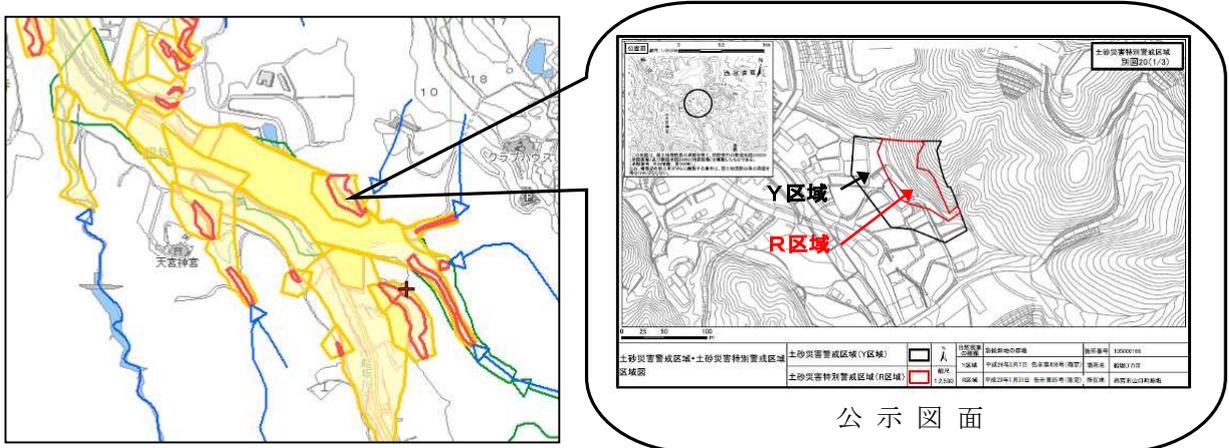
### トピックス⑦ 急傾斜地崩壊対策事業の完了により、R区域を解除（神戸市北区大原）

砂防事業や、急傾斜地崩壊対策事業の完了によって安全度が高まった場合に、R区域の指定を速やかに解除することとして、令和3年度から取り組んでいます。



## ② CGハザードマップでの周知

指定した土砂災害警戒区域等については、CGハザードマップ（兵庫県ホームページ）に掲載するとともに、公示図面（1/2,500）を閲覧可能とし、広く県民に周知している。



## (2) 警戒避難活動に役立つ災害危険情報の発信

### 県民・市町への情報発信

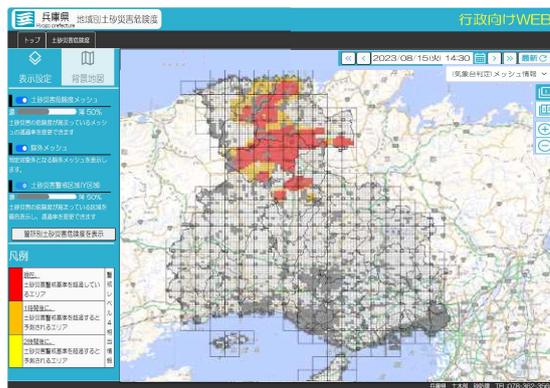
#### ① 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」は、大雨により土砂災害の危険度が上がった際に、県と気象台が共同して市町単位で発表する防災情報で、市町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を促すことなどを目的としている。

令和4年度から危険度を判断する土砂災害警戒基準の見直しに取り組み、令和6年5月23日から新しい基準での運用を開始している。

#### ② 地域別土砂災害危険度

「地域別土砂災害危険度」は、①の「土砂災害警戒情報」を補足することを目的としている。県内を1kmメッシュに細分化したメッシュの色分けにより2時間先までの危険度を表示し、県のホームページで情報発信している。



兵庫県HP（地域別土砂災害危険度）



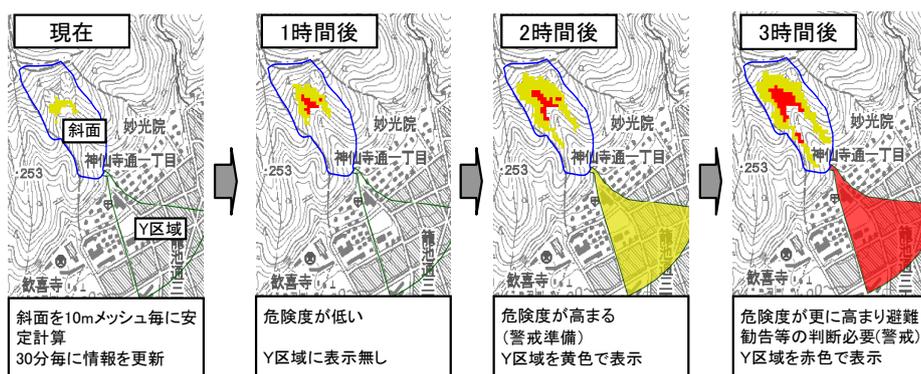
危険度の判定状況（拡大表示）

## 市町への情報発信

### ③ 箇所別土砂災害危険度

「箇所別土砂災害危険度」は、土砂災害警戒区域毎に3時間先までの危険度を算定する県独自のシステムであり、市町と県が共同出資してシステムを構築している。地形・地質情報と実績降雨・予測降雨を用いており「地域別土砂災害危険度」に比べ、より局所的に危険度を予測することができ、現在、神戸市等14市町で運用している。

引き続き、過去の災害実績を踏まえた予測精度の向上を図るとともに、導入市町の拡大に取り組む。



凡例  
 (警戒準備)： 降雨が継続した場合、警戒に変わる可能性が高い  
 (警戒)： 土砂災害の危険度が高く、避難勧告等の判断が必要

運用中： 神戸市・西宮市・芦屋市・豊岡市・宝塚市(表六甲山系のみ)・三田市(14市町) 丹波篠山市・丹波市・養父市・朝来市・上郡町・新温泉町・香美町・猪名川町

## (3) 防災意識の啓発

### ① 土砂災害防止の広報活動

土砂災害に関する県民の理解と関心を深め、防災意識の啓発や被害の防止を目的として、土砂災害防止月間(6/1～6/30)に、街頭キャンペーン等の広報活動を実施している。

併せて、出前講座等の防災教育への支援、小中学生を対象とした土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文の募集及び表彰を行っている。



地元での現地見学会(丹波市青垣町文室)



街頭キャンペーン(神戸市・JR元町駅)  
(令和6年6月3日)

## ② 防災パトロールの実施

土砂災害防止月間に市町や消防など関係機関と合同で土砂災害警戒区域等のパトロールを実施している。



防災パトロール（丹波市）

## ③ 防災訓練の実施

各土木事務所で開催する「総合土砂災害対策推進連絡会」では、市町に対し土砂災害に対する避難訓練等の積極的な取り組みを依頼し、令和5年度は、三田市等15市町が避難訓練を実施した。（延べ約1.1万人が参加）

また、県・市町間でも毎年出水期前に土砂災害情報伝達演習を実施している。



避難訓練（養父市）

## ④ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援

平成29年度からY区域内にある要配慮者利用施設\*の管理者に義務付けされた避難確保計画作成について、市町担当者会議等を通じて支援している。（※市町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設）

避難確保計画 県内の作成状況

	H31.3	R6.3
対象施設数	786	967
作成済施設数	166	895
避難確保計画作成率	21.1%	92.6%

## ⑤ 「砂防の父」赤木正雄博士等の広報・伝承

「砂防の父」と呼ばれる豊岡市出身の赤木正雄博士等の県出身の著名土木技術者の広報や伝承のため、県・市・関係団体で協議会を設置している。

これまでに、赤木正雄博士像の周辺駐車場や案内標識などを整備した。

案内標識



赤木正雄博士像

## ⑥ 地すべり資料館の運営

阪神・淡路大震災時の経験と教訓を踏まえ、震災で発生した土砂災害や土砂災害対策の必要性、防災等について周知・啓発するため、西宮市仁川百合野町地区の地すべり復旧跡地に、地すべり資料館を設置している。

（参考）

年度	来場者数
R 4	6,653人
R 5	6,677人



地すべり資料館 見学風景

## トピックス⑧

## 今後の土砂災害対策〔国の動向〕

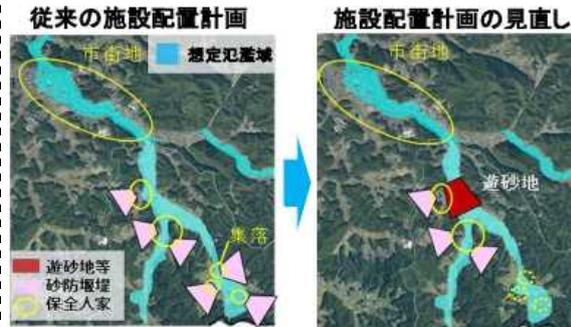
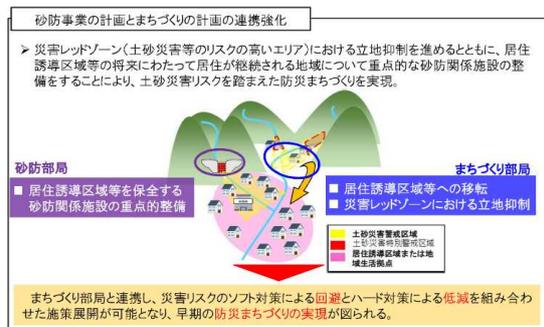
土砂災害警戒区域等の指定が全国的に一巡し、土砂災害の危険な場所が明らかになったことにより、特別警戒区域に係る開発規制強化や移転支援などのまちづくりや住宅施策に係る取り組みが充実してきた。

一方、財務省の財政制度分科会においては、国土強靱化の取り組みの成果を評価しつつも、①今後のハード整備は人口減少等の変化を見据え、将来世代への確実な受益が及ぶ事業に重点化、②災害リスクの高いエリアで人口が増加しているところがあり、リスクの低いエリアと同等の住宅支援は課題、③今後のハード整備は、土地利用規制や移転等のソフト対策も組み合わせて効率化を図り、防災・減災効果を高める との議論が交わされた。

また、この内容は令和6年度予算編成への建議に反映されており、国においては、今後もこの方向性に変わりないものと考えられる。

### 【砂防関係事業では】

(国土交通省 資料より)



居住誘導区域を保全する施設の重点整備を行い、居住誘導区域外では特別警戒区域からの移転を促進に務めるなど、市町のまちづくり部局と連携した事業の拡充がなされている。〔急傾斜地事業の要件が緩和(がけ高 10m→5m)〕

上図は、国から示されている土砂・洪水氾濫対策の施設配置計画の見直しイメージである。従来のように全集落を保全するのではなく、下流の市街地(居住誘導区域)に対する効率的な施設計画を策定するよう求められている。